

高知県地域福祉支援計画(H23～H27)の具体的方策に係る取組状況評価表

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標				担当課
				項目	策定時	H26年度末	目標	
					H22年度 (23年3月)		H27年度	
P28 ① 新たな支え合いによる地域づくりの推進	<p>地域ニーズに応じた生活支援サービスなどを提供できる地域福祉の拠点整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の拠点の運営支援制度の創設に関する国への制度提案を行います。 地域福祉の拠点の運営に対する財政的支援と、新たな支え合いの仕組みづくりなどについて職員による支援を行います。 地域福祉の視点をもち、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して、地域福祉コーディネーターとスタッフを育成します。 地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定や実践活動への支援を行います。 	<p>・あつたかふれあいセンター H23年度:「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用(H21～23年度)、31市町村40カ所を実施 H24年度～:県の単独補助事業で実施 H24年度:27市町村35カ所114サテライト H25年度:27市町村36カ所162サテライト H26年度:28市町村38カ所174サテライト</p> <p>地域福祉の拠点として地域に定着してきている。 ・地域福祉アクションプランは、H25年度末ですべての市町村で策定済となる。 ・あつたかふれあいセンターや地域福祉アクションプランなどの取組を通じて、地域の見守りネットワークも広がりを見せている。</p>	<p><課題> ・地域福祉活動と防災・減災対策の連携の一層の強化が必要。 ・国の恒久的な制度としての裏付けがない。</p> <p><対応策> ・あつたかふれあいセンターの強みを踏まえ、中長期の事業計画を策定する。 ・生活困窮者支援や新たな地域支援事業等の国の施策にも柔軟に対応できるよう、さらなる進化・発展を目指す。</p>	地域福祉の拠点の整備(設置箇所数)	30市町村 (39カ所)	28市町村 (38カ所)	サテライトを含めて旧市町村(平成の合併前)単位に1カ所以上	地域福祉政策課
				地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)	—	28市町村 (38カ所)	すべての地域福祉の拠点	
				地域福祉の拠点の職員体制の整備(地域福祉コーディネーターなどの配置)	—	28市町村 (38カ所)	すべての地域福祉の拠点	
地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成(段階に応じた研修の実施)	—	年1回以上	年1回以上					
地域福祉計画の策定(策定市町村数)	6市町村	34市町村	34市町村					
地域福祉活動計画の策定(策定市町村社協数)	7市町村社協	33市町村社協	34市町村社協					
P32 ② 地域福祉の担い手とおける実践の推進	<p>住民のマンパワーを活かした住民参加の支え合いの仕組みづくりと活動の推進体制の整備などについて、職員による支援を行います。 地域福祉コーディネーターや、民生委員・児童委員などの福祉を支える担い手の育成を図るため、高知県社会福祉協議会と連携して研修会を開催します。</p>	<p>・こうち支え合いチャレンジプロジェクト(H25～H26)</p> <p>地域福祉の基盤づくりを地域の支え合いの再構築に着手につなげていくため、①住民同士がつながり、地域コミュニティの活性化、②地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を推進。 H26年度末:全市町村でネットワーク会議等を開催</p> <p>・地域福祉を支える担い手の育成 高知県社会福祉協議会と連携し、あつたかふれあいセンター職員研修、民生委員児童委員研修、地域福祉実践事例研修会等を実施。</p>	<p><課題> ・地域住民や民生委員からの相談ケースを必要支援につなぐ仕組みが十分でない。 ・小地域見守りネットワーク会議等の活動が活発でない市町村も見られる。 ・民生委員・児童委員の欠員が生じている。</p> <p><対応策> ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みを構築</p>	地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)	—	28市町村 (38カ所)	すべての地域福祉の拠点	
				新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備	—	28市町村 (38カ所)	すべての地域福祉の拠点	
P34 ③ 小地域の福祉活動の推進	<p>地域福祉の視点を持って、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して研修を行うことで、地域福祉コーディネーターなどを育成します。</p>	<p>地域福祉の担い手への研修を県社協と実施 H23・24 ・地域福祉コーディネーター養成研修 ・スキルアップ研修 ・地域支援ワーカー研修 H25 ・あつたかふれあいセンター職員研修 ・地域福祉の課題別研修 ・総合相談・生活支援研修 ・地域支援ワーカー研修(フォロー研修) ・地域支援事例研修会 ・地域支援実践報告会 H26 ・あつたかふれあいセンター職員研修(1～5) ・地域支援事例研究会 ・地域支援実践報告会</p> <p>H25年度までは、地域支援に携わる各関係機関が共通認識を持って実践できるよう、多職種を対象にした研修を実施していたが、受講者のスキルや業務内容に開きがあり、H26年度から研修体系を見直し。H26年度はあつたかふれあいセンター職員向けの研修体系を再構築し、組織で人材育成ができる仕組みづくりを実施した。</p>	<p><課題> ・あつたかふれあいセンター職員の資質向上 ・地域住民や民生委員からの相談ケースを必要支援につなぐ仕組みが十分でない。</p> <p><対応策> ・あつたかふれあいセンター職員向けの研修の継続 ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みを構築</p>					

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	H26年度末		目標
					H22年度 (23年3月)			H27年度
P34	③ 小地域の福祉活動の推進 (1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進	市町村や高知県社会福祉協議会などと連携し、県民に対してサロンなどの活動状況を広報することで、サロン活動などの普及に取り組みます。	・H25～H26年「支え合いの地域づくり事業費補助金」を、地域のサロン活動の活性化等の小地域活動に活用した社協：H25年度23社協、H26年度11社協。 ・あつたかふれあいセンターの実施状況をホームページで公開。	<対応策> 市町村や県社協などと連携し、サロンなどの活動状況を広報する。				地域福祉政策課
		あつたかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点が、小地域の活動をサポートするとともに、活動の交流の場を設け、継続的な取組となるよう支援します。	・あつたかふれあいセンター H23年度：「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用(H21～23年度)、31市町村40カ所実施 H24年度～：県の単独補助事業で実施 H24年度：27市町村35カ所114サテライト H25年度：27市町村36カ所162サテライト H26年度：28市町村38カ所174サテライト 地域福祉の拠点として地域に定着してきている。 ・あつたかふれあいセンターの機能強化 職員の資質向上のための研修の実施や国のモデル事業等の活用等を通じて、小地域活動のサポート等、地域の実情に応じたあつたかふれあいセンターの機能強化を図った。	<課題> ・あつたかふれあいセンター職員の資質向上 <対応策> ・新たな地域支援事業や生活困窮者自立支援制度等にも柔軟に対応できるよう、さらなる進化・発展を目指す。 ・職員の資質向上のための研修の継続。				
		地域リーダーの育成とリーダーを中心とした地域の介護予防や健康づくりの仕組みづくりを行う市町村を支援します。	H23年度：圏域ごとに介護予防実践講座を実施。 H24～26年度：各市町村で育成したリーダーの資質向上を目的として、地域リーダーステップアップ講座を実施。 地域リーダーステップアップ講座は当初2年間は中央部のみで開催であったが、26年度については四万十市会場でも開催した。高知市会場については、3年目の開催で一定参加が得られていたこともあり参加者数が少なかったが、四万十市会場については、これまで遠方のため参加困難であった多くの方に参加していただくことができた。	<課題> 地域リーダーステップアップ講座は26年度で終了するが、住民主体の介護予防のしくみづくりは、引き続き拡げていく必要がある。 <対応策> 今後も市町村の意見を取り入れながら、リーダーへの支援を検討。	介護予防に関する地域リーダーの育成 (育成保険者数)	2保険者	27保険者	30保険者
高知県版介護予防手帳を作成し、健康に関する情報や介護予防の必要性、取り組み方法などを広く普及します。	H23年度：活用市町村10市町村 H24年度：活用市町村25市町村 オリジナルキャラクターを用いた追加パンフレット(運動機能・口腔機能向上カレンダー)作成 H25年度：活用市町村27市町村 オリジナルキャラクターを使用し手帳をリニューアル H26年度：活用市町村27市町村 (うち独自作成3市町) ほとんどの市町村において活用されている。24年度には民生委員・児童委員・老人クラブ等への手帳配布及び啓発も行った。	<課題> 厚生労働省が示した介護予防手帳との整合性をとり、市町村が活用しやすいものに見直す必要がある。 <対応策> 既存の介護予防手帳の見直しと、さらなる活用のための啓発を行う。	介護予防手帳の活用(活用保険者数)	3保険者	27保険者	30保険者		

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標				担当課
				項目	策定時	H26年度末	目標	
					H22年度 (23年3月)		H27年度	
P37 (2)安全で安心して暮らせる地域づくりの推進 ①地域包括支援ネットワークシステムの構築	市町村の各分野の相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家の助言・指導などの取組を進めます。	○地域包括支援ネットワークシステムの推進(H23～24年度) H23年度 研修会:2回、研究会:6回 H24年度 説明会:1回、研修会:1回 ○こうち支え合いチャレンジプロジェクト(H25～26年度) H25年度 研修会:2回、トップセミナー:1回 H26年度 研修会:2回 ※ H26年度末 全市町村でネットワーク会議等を開催 「避難行動要支援者名簿」を作成	<課題> ・各分野でネットワークが設置されているが、地域福祉の要である社協の地域のコーディネータの強化が必要。 ・地域住民や民生委員からの相談ケースを必要支援につなぐ仕組みが十分ではない。 ・小地域見守りネットワーク会議等の活動が活発でない市町村も見られる。					地域福祉政策課
	市町村が、地域包括支援ネットワークシステムを効率的、効果的に導入するため、関係職員で構成する研究会を立ち上げ、活動評価の仕組みを検討し、活動評価シートなどを示すことで市町村を支援します。	地域で支援が必要な方を早期に見出し、支援するネットワークと、介護や医療など、専門機関と地域の関係者が連携して支援を行う「地域包括支援ネットワークシステム」については、「地域包括ケアシステム」や地域福祉アクションプランに基づく実践活動、災害時要配慮者対策、要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援協議会、生活困窮者自立支援制度等、各分野の取組の中で推進されている。	<対応策> ・民生委員・児童委員等の地域福祉を支える担い手を支える仕組みづくりが必要。 ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みを構築。					
	地域包括支援ネットワークシステムの専門機関のネットワーク会議(地域包括ケア会議など)を整備するために、関係者への説明会や周知、協力依頼を行います。							
	小規模市町村の相談窓口に関して、その機能強化のための体制づくりについて、職員による支援を行います。							
P41 高齢者	市町村が第5期介護保険事業計画策定に向けて実施する実態把握調査を活用し、住民のニーズ把握ができるよう、調査の実施方法や調査結果の分析への助言など、職員による支援を行います。	H23年度は第5期計画策定、H26年度は第6期計画策定に向けて、ニーズの把握のための日常生活圏域ニーズ調査や、実態把握のために国が作成している生活評価支援システム、見える化システムについて、説明会等で具体的な利用方法や分析方法等を紹介し、活用を促した。 また、H24～25年度に、介護予防推進ワーキングを実施し、10箇所の市町村を対象に、ニーズ調査を元にそれぞれの特徴、課題等の把握ができるような支援を行った。	<課題> ニーズ調査に関しては、ほとんどの市町村が実施した上で計画を策定しているが、特徴や課題等の把握が全ての市町村で実施できるような支援を行う必要がある。 <対応策> 29年度の第7期計画策定に向けても、活用できるツールの紹介や、分析方法への助言を行い、ニーズ把握の支援を行う上で、市町村に対してどのような支援が必要かを検討し、実施していく。					高齢者福祉課
	調査などで把握した情報を基に、支援が必要な方の台帳整備ができるよう、台帳の内容や作成手順への助言や情報提供など、職員による支援を行います。	市町村単位で高齢者等の台帳を整備している市町村もある。 H26年4月施行の改正災害対策基本法により、災害時の避難に支援が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村の義務として位置づけられた。(H26年度末に全ての市町村で整備済み)	<課題> ・市町村において名簿を活用した地域における個別避難計画の作成や訓練の実施に取り組む必要がある。 <対応策> ・補助制度の活用や地域本部との連携により、市町村の取組を支援。					地域福祉政策課
	老人クラブ活動における友愛訪問や見守り活動を、要介護者の早期発見につなげるために、県老人クラブ連合会が実施する地域支え合い事業における訪問活動などの取組が、県内すべての市町村に拡大できるよう事業への財政的支援を行います。また、取組の中で地域包括支援センターと連携できるよう助言など、職員による支援を行います。	H23年度からH26年度にかけて、延べ26老連で実施。(H23年度:9老連、H24年度:6老連、H25年度:7老連、H26年度:4老連) 地域支え合いの活動により、地域での交流の場もできている。	<課題> 老人クラブの会員は年々減少しており、活動の活性化が必要である。 <対応策> 介護保険法の改正により、高齢者が担い手となり地域を支える側にもなるため、それに対応した研修の実施などの支援を行う。					高齢者福祉課
	地域住民及び商店や銀行などの従業者による認知症の方への見守り意識を高めるため、認知症サポーター養成講座などを開催するとともに、市町村の開催する講座への助言や情報提供など職員による支援を行います。	商店や銀行などの従業者に対する認知症サポーター養成講座を実施。(H21～) H23年度:15企業、1,199人 H24年度:56企業、1,236人 H25年度:17企業、716人 H26年度:17企業、465人 併せて住民向けの講座を継続的に開催しているが、参加希望者も多く、見守り体制にも関心が高まりつつある。	<課題> それぞれの地域で見守り体制が整備されるよう、活動の中心となる人材を育成する必要がある。 <対応策> 認知症サポーター養成講座の開催と併せ、地域で活躍できる人材を育成するための研修を実施する。	認知症サポーターの育成 (育成サポーター数)	10,225人	34,827人	20,000人	

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課		
				項目	策定時	H26年度末		目標	
					H22年度 (23年3月)			H27年度	
P41	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	介護保険の保険者である市町村が、第5期介護保険事業計画策定に当たり、施設など介護サービス基盤の整備に加えて、地域のニーズ把握に基づく生活支援サービスの提供など地域の支え合いの仕組みづくりの検討が行えるよう、地域福祉計画策定と併せて、職員による支援を行います。	H23年度は第5期計画策定、H26年度は第6期計画策定にあたり、市町村へのヒアリングを2度行う中で、必要な助言を行った。また、H26年度は、新しい総合事業への移行に向けた、「新しい介護予防のしくみづくり(新総合事業)セミナー」を6回行い、市町村の検討を促した。	<課題> 市町村の実情に応じた仕組みづくりを行う必要がある。 <対応策> H29年度の第7期計画策定時に向けて、市町村に対してどのような支援が必要かを検討し、実施していく。				高齢者福祉課	
		地域包括支援センターが地域包括支援ネットワークシステムの中核機関として ・日ごろの地域福祉活動から得られる情報を集約し、ニーズを把握できるよう、関係機関と定期的な情報共有の場づくりを行う ・個別の事例から、地域全体の課題やニーズを把握する ・把握したニーズを分析、検討し、介護サービスなどの担当者、地域住民、医療機関など、多職種によるチームケアにより、総合的な支援を提供する ・地域のニーズを踏まえた新しいサービスや制度を検討するといった機能を果たせるよう、具体的なケース検討のプロセスの実践を通じて、活動の課題と解決方法を学ぶ実践研修を実施します。	・地域包括支援センターの職員の資質向上。 ・地域包括ケア推進モデル事業の実施。	<課題> ・地域包括支援センター業務だけでなく、保健業務等との兼務職員が多く、業務が多岐にわたる。 ・支援困難事例に対応する時間が増加しているが、その一方で個別の対応が施策に反映されていない。 <対応策> ・地域包括支援センター職員のスキルアップ推進。 ・地域ケア会議開催等への支援。	<高齢者>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	28市町村	34市町村	高齢者福祉課 地域福祉政策課
		地域包括支援センター職員の専門性を高めることができるよう、段階に応じた体系的な研修の実施について検討し、評価を行いながら、人材育成を進めます。	初級・中級・上級の各ステージごとに研修を実施。研修企画会議において、研修の効果等を協議し、適宜内容の見直しを行った。	<課題> アンケートより、研修で理解度は深まるが、実践までは結び付いていない状況がある。 <対応策> 実践につながるような研修内容を検討。	地域包括支援センター職員のスキルアップ(段階に応じた研修の実施)	年2回	年3回	年3回以上	
P42	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	地域包括支援センターが高齢者の総合相談支援業務や継続的・包括的ケアマネジメント業務の拡充を図れるよう、介護予防給付関連業務の簡素化のためのマニュアルの普及を行います。	H22年に作成したマニュアルは、各市町村で研修に活用されたり、独自のマニュアルを作成する等、11保険者で活用され、業務の簡素化に取り組むセンターが増加した。	<課題> H27年4月の制度改正により、地域包括支援センターの運営事業(包括的支援事業)に新たな業務が追加されるなど、業務がますます増加する。 <対応策> センターに期待される機能が十分発揮できるよう、引き続き後方支援を行う。				高齢者福祉課	
		高齢者の虐待防止などの権利擁護について、地域包括支援センターと弁護士や司法書士、警察などの関係機関が連携した体制の整備について、職員による支援を行います。	H26年度：地域での現状や課題等の把握、専門職(弁護士や司法書士)と市町村との情報共有を行うことを目的に、高知弁護士会、法テラス高知、高知県司法書士会、高知県社会福祉協議会と連携し、圏域ごとに権利擁護の担当者による意見交換会を開催。(参加者数5圏域計126名)	<課題> 意見交換の中で把握した地域の課題解決に向けて取り組む必要がある。 <対応策> 意見交換会を継続して行うとともに、課題解決に向けて関係者と情報共有を行う。					
P45	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	サービスの利用に結びついていない障害者の家庭を訪問し、ニーズ調査などを行う市町村に対して、財政的支援を行います。	必要な障害福祉サービスに結びついていない地域の障害者を対象とする家庭訪問等の事業を実施した市町村に対して補助金を交付 H23 4市町 H24 2町、1団体 H25～ 終了廃止	<課題> 在宅の精神障害者や重症心身障害者について、必ずしも市町村が把握できていないケースがある。 <対応策> 障害福祉計画の策定時や避難行動要配慮者の名簿作成時に把握に努める。 障害福祉サービス等の利用が必要な人は、相談支援事業所等につなげる。					障害保健福祉課

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課			
				項目	策定時	H26年度末		目標		
					H22年度 (23年3月)			H27年度		
P45 (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 障害者	市町村や相談支援事業所をはじめ、民生委員・児童委員、障害者相談員、市町村社会福祉協議会など、地域の相談支援関係者を対象とした、障害者の状況把握の方法や支援方法の検討などを行う連絡会議や研修会、個別の支援会議の開催について、職員による支援を行います。	各圏域に障害者相談支援アドバイザーを配置し、個別の支援会議の開催等への支援を実施 H23 19件 H24 8件 H25 7件	<課題> 計画相談の導入により、サービス担当者会は開催されるようになったが、困難事例等に対する個別の支援会議は十分とは言えない。 <対応策> 引き続き障害者相談支援アドバイザーによる支援を行うとともに、圏域ごとの事例検討会の開催など、連携の仕組みづくりに努める。	<障害者>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	28市町村	34市町村	障害保健福祉課 地域福祉政策課	
		「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点による見守り活動や交流の場など、身近な地域におけるサポート体制の構築に向けて、職員による支援を行います。	あったかふれあいセンターにおいて障害者の集いを行ったり、軽作業や就労支援等、地域の実情に応じた活動が行われている。	<課題> あったかふれあいセンターでは必ずしも障害特性に応じた支援が受けられない状況がある。 <対応策> 必要に応じて、専門的な助言ができる人材をあったかふれあいセンターに派遣するなどの支援の仕組みづくりを検討する。						
		相談支援事業所を確保するとともに、相談支援事業を委託する町村に対して、財政的支援を行います。	単独で相談支援事業所の設置が困難な町村が、共同で設置する場合に財政的支援を実施 対象町村21町村のうち、17町村が共同で相談支援事業所を設置(他4町村は単独で設置)	<課題> 財政的支援終了後(H28)の事業継続が課題。 <対応策> 障害者相談支援アドバイザー事業等と連携し、相談支援事業所の継続的な運営を支援する。						障害保健福祉課
		相談支援従事者研修やスキルアップ研修を実施し、相談支援専門員の育成やスキルアップを図ります。	相談支援従事者研修及びスキルアップ研修を実施 ○初任者研修修了者 H23 52人、H24 60人、H25 90人 H26 140人 ○スキルアップ研修 H26 35人	<課題> 相談支援専門員数は増加したが、一人職場や実務経験の少ない者が多い。 <対応策> 引き続き相談支援従事者研修及びスキルアップ研修を実施することにより、相談支援専門員の資質向上に努める。						
		障害者のニーズの把握方法や会議の持ち方など地域自立支援協議会の立ち上げ、運営などに関する助言を行う特別アドバイザーを市町村に派遣し、地域自立支援協議会の設置の推進と機能発揮に向けた支援を行います。	各圏域に障害者相談支援アドバイザーを配置し、市町村地域自立支援協議会への派遣や地域課題の解決に関する助言を行った。 アドバイザーの派遣実績 H23 63件、H24 45件、H25 75件	<課題> 全市町村に地域自立支援協議会が設置されたものの、協議会を開催していない市町村がある。 <対応策> 引き続き、障害者相談支援アドバイザーによる指導、助言を行う。	地域自立支援協議会の設置(設置市町村数)	30市町村	34市町村	34市町村		
P49 進(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 児童	保健と福祉の両部署が連携して要保護児童などに対する連続ある支援をしていくための体制づくりに向けて、職員による支援を行います。	・児童相談所が毎年行っている市町村職員を対象とする研修のうち、「児童問題関係職員研修会」や「市町村児童家庭相談部署実務責任者会」において、市町村の児童福祉及び母子保健担当者を対象に保健と福祉の連携による支援の重要性を呼び掛けた。 ・また、「居住実態不明児童の把握」や「健康診断未受診児のフォローアップ」等の取組について具体的な体制づくりへの支援をしている。	<課題> ・市町村によっては保健と福祉の連携が仕組みとして定着・機能していないことがある。 <対応策> ・県が積極的に市町村の連携状況を把握し、各市町村の実情に沿った仕組みとする手順等を示すなど具体的な援助を行う。	<児童>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	28市町村	34市町村	児童家庭課 地域福祉政策課	
		地域で支援が必要な児童や家庭を早期に発見するために、民生委員・児童委員に対して、必要な研修を行います。	・H26年度から、児童虐待予防モデル事業(民生委員・児童委員を含む地域の育児支援者を対象とした「あまえ療法」に関する研修事業)の実施を通じて研修を実施した。【土佐市・須崎市・香南市】	<課題> ・地域で子どもを守るネットワークをより強固なものにするため、専門研修を実施する必要がある。 <対応策> ・当面の間、児童相談所が広域調整の視点に立って、地域における見守り支援の中核となる人材育成を実施する。						

現行計画での掲載箇所		県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標				担当課
					項目	策定時	H26年度末	目標	
						H22年度 (23年3月)		H27年度	
P49	①地域包括支援ネットワークシステムの構築 (2)安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	児童相談所で作成した市町村児童家庭相談対応マニュアルや児童相談所と共通の虐待評価シート(アセスメントシート)が活用されるよう研修や職員による支援を行い市町村の児童家庭相談活動を強化します。	・児童相談所が毎年行っている市町村職員を対象とする研修のうち、「市町村児童家庭相談担当新任職員研修(前期・後期)」や「市町村中堅職員研修」において、虐待評価シート(アセスメントシート)の活用を通じ、虐待対応や相談活動の強化を図った。	<課題> ・活用について市町村の認識やノウハウにバラツキがある。 <対応策> ・研修に事例演習を多く取り入れるなど、市町村が実際のケース対応に役立てることができるよう、研修内容を工夫する。	児童家庭相談担当市町村職員のスキルアップ(研修の実施)	2回/年	3回/年	3回/年	児童家庭課
		要保護児童対策地域協議会の市町村間の横のつながりや機能強化を図るため、連絡会議の立上げについて、職員による支援を行います。	・要保護児童対策地域協議会連絡会議を設置し、毎年3回程度、研修や情報交換等会議を行った。	<課題> ・市町村の要望に合わせ、事例演習を取り入れた研修内容にはなっているが、要保護児童対策地域協議会を強化するための一層の工夫が必要。 <対応策> ・平成27年5月に提出される死亡事例検証委員会からの提言等を参考に、要保護児童対策地域協議会に求められる機能について再確認し、その機能を生かすための実務的な研修を実施する。					
		人口の多い地域での地域支援者会議の設置に向けて、職員による支援を行います。	・香南市にて地域支援者会議(1か所)設置済み。 ・香南市での地域支援者会議の増設を働きかけるとともに、香南市での取組をモデルとし他市(香美市・南国市・土佐市・須崎市)での設置についての支援を実施した。	<課題> ・地域での見守りネットワークの必要性は理解されるが、そのことが実際の行動に結びついていない。 <対応策> ・市町村支援専門監を中心に、市町村に対し民生・児童委員を活用した地域の見守りネットワークづくり(例えば地域支援者会議設置)を促していく。					
		要保護児童対策地域協議会のコーディネーターや児童家庭相談に携わる市町村職員の研修(初任者の前期・後期研修など)を行い、スキルアップを図ります。	・児童相談所が毎年行っている市町村職員を対象とする研修のうち、「市町村児童家庭相談担当新任職員研修(前期・後期)」や「市町村中堅職員研修」の実施を通じて、スキルアップを図った。	<課題> ・小規模な市町村を中心に専門職の確保や職員の短期間での異動など研修で培った相談のノウハウの蓄積が難しく、市町村によりケース対応力に格差がある。 <対応策> ・研修を継続するとともに、H27から月1回出張児童相談所の実施や、市町村評価をフィードバックし、弱点改善を共有し、克服に向け共に取り組む。					
		家庭や学校をはじめ、社会全体に児童虐待問題に対する関心と理解を深めてもらうため、官民協働で取り組んでいる「高知オレンジリボンキャンペーン」やマスメディアなどを活用した啓発活動の継続と拡充を図ります。	・毎年11月に、官民協働で行う「オレンジリボンキャンペーン」活動を行い、併せて児童虐待防止を啓発するための広報(路面電車広告やテレビコマーシャル放映)を行った。	・継続して実施する必要がある。					

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	H26年度末		目標
					H22年度 (23年3月)			H27年度
P53	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進 自殺予防・引きこもり自立支援	<p>H23～ 自殺対策啓発事業 自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、いのちの大切さや自殺の危険を示すサインに気付くこと、危険に気付いた時の対応方法等について県民の理解の促進を図ることを目的とする。 テーマ：H24「アルコール」H25「ストレス」H26「様々な理由で孤立している人の自殺のシグナルに気付く」 自殺対策シンポジウム(年1回9月開催) TV・ラジオCM作成・放送 啓発グッズ作成・配布 新聞広告(ひだまりの会、いのちの電話) 若年者対策 中山間対策 ・少しずつ相談窓口の周知も進み、相談件数は年々増加傾向にある。</p>	<p><課題> 継続して相談窓口の周知、正しい知識の普及を行う必要がある。</p> <p><対応策> 引き続き、相談窓口の周知や自殺予防に関する正しい知識の啓発を行う。また、自殺者の多い中山間地域での対策や、若者向けなど、ターゲットを絞り、効果的に進めていく。</p>				障害保健福祉課	
		<p>H23～ 四万十町(H19から既に実施されている)町内で独自に自殺対策連絡協議会、庁内連絡会を開催し、ネットワークづくりを行っている。 H24～ その他の市町村 福祉保健所圏域ごとの自殺予防関係機関ネットワーク会議を開始し、市町村や関係機関のネットワーク構築を行っている。</p>	<p><課題> ・業務の煩雑さや、関係機関によっては広域的な体制のところもあり、市町村ごとに自殺予防に特化したネットワークづくりを行うことは困難。 <対応策> 福祉保健所ごとのネットワークづくりを進めていく。</p>	—	34市町村	34市町村		
		<p>【傾聴ボランティア養成】 H21 101名(四万十町、須崎市、高知市で開催) H22 90名(香美市、大豊町、四万十市で開催) H23 67名(いの町、高知市、仁淀川町で開催) H24 84名(梶原町、安芸市、越知町で開催) H25 15名(幡多地域で開催) これ以外にも市町村が独自に傾聴ボランティアの養成を始めており、傾聴ボランティアの養成が進んでいる。 【高齢者こころのケアサポーター養成研修】 H22年度から開始している事業。高齢者に日常的に接しているケアマネージャー等を対象にうつ病についての正しい知識と傾聴の技法を学んだ「こころのケアサポーター」を養成し、高齢者や在宅介護者の心の健康づくりと、うつ病の早期発見につなげる H22 受講者87名 修了者80名 H23 受講者58名 修了者49名 H24 受講者48名 修了者45名 H25 受講者100名 修了者100名 H26 受講者98名 修了者92名 フォローアップ研修 481名受講 受講者が年々減少傾向にあったが、研修場所や日時を工夫したり、H25からは居宅系に加え、施設系職員にも対象を広げるなどにより受講者の増加も見られ、徐々に高齢者に関わる職員にゲートキーパーの養成が進んでいる。</p>	<p><課題> ・受講者の増加のために工夫が必要。 ・これまでに養成した修了者に対してフォローアップが必要。 <対応策> ・企画検討委員会で検討しながら、開催場所や開催日時等の工夫を行う。 ・修了者に対してフォローアップ研修を行う。</p>	191人	357人	700人		
		<p>民生委員・児童委員やあったかふれあいセンターのスタッフなどを対象に、傾聴ボランティアやこころのケアサポーターを育成し、ひとり暮らしの高齢者や悩みを抱える方の話を身近で聴くなど、地域での見守り支援を推進します。</p>	<p><課題> こころのケアサポーターの育成(育成サポーター数)</p>	80人	367人	580人		
	<p>自殺に追い込まれるような心配のある人を支援できるよう、市町村保健師や地域福祉コーディネーターなどを対象に、自殺対策に関する研修を行います。</p>	<p>自殺対策市町村等担当者研修、自殺対策相談支援専門研修、専門分野研修会、自殺初期危機介入スキルワークショップ、傾聴ボランティア養成研修、教育関係者等心のケア対応力向上研修、かかりつけ医うつ病対応力向上研修、認知行動療法研修等、各対象に応じた研修の開催により人材養成を行っている。</p>	<p><課題> ・研修によっては受講者が減少しているものもある。 ・受講者のフォローアップが必要な研修もある。 <対応策> ・研修内容について関係者で協議し、必要に応じて変更等を行う。</p>					

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課		
				項目	策定時	H26年度末		目標	
					H22年度 (23年3月)			H27年度	
P53	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築 自殺予防・引きこもり自立支援	ひきこもり状態にある方や家族を支援(アウトリーチを含む)できるよう、市町村保健師や地域活動支援センターの職員、地域福祉コーディネーターなどを対象に、ひきこもりに関する研修を行います。	ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会を開催事例検討を通じてひきこもりに関する理解が深まり、支援のスキル向上につながっている。	<課題> 専門的な支援ができる人材や各地域で支援を行う人材が不足している。 <対応策> 市町村の保健師をはじめ各種相談機関の職員を対象に研修会や講座を実施し、人材育成を行う。				障害保健福祉課	
		ひきこもり状態の要因となっている精神疾患、発達障害、不登校など個別の状況に応じた地域での相談支援ができる体制づくりとともに、ひきこもり地域支援センターなど専門機関と連携して支援する仕組みづくりについて、職員による支援を行います。	関係機関連絡会議の開催、若者サポートステーションとの情報交換会の開催、市町村のケース会議への技術支援の実施。個別支援に向けた体制が整いつつある。	<課題> 保健・福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取り組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 <対応策> ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的開催し、県全体のネットワークの構築・強化を図る。市町村や圏域ごとなど、地域でのネットワークの構築や支援の仕組みをつくる。就業や就労支援など関係機関との連携を図り、社会参加に向けてより効果的な支援を行う。	<自殺予防・ひきこもり自立支援>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者の把握、相談窓口の連携体制づくりなどの取組みを開始した市町村数)	—	8市町村	34市町村	障害保健福祉課、地域福祉政策課
P60	ウ 地域福祉の拠点における活動の推進	地域包括支援ネットワークシステムを構築するため、市町村や地域福祉の拠点、保健、医療、福祉、介護などの関係機関との連携や仕組みづくりについて、職員による支援を行います。	○地域包括支援ネットワークシステムの推進(H23～24年度) H23年度 研修会:2回、研究会:6回 H24年度 説明会:1回、研修会:1回 ○こうち支え合いチャレンジプロジェクト(H25～26年度) H25年度 研修会:2回、トップセミナー:1回 H26年度 研修会:2回 ※ H26年度末 全市町村でネットワーク会議等を開催 「避難行動要支援者名簿」を作成 地域で支援が必要な方を早期に発見し、支援するネットワークと、介護や医療など、専門機関と地域の関係者が連携して支援を行う「地域包括支援ネットワークシステム」については、「地域包括ケアシステム」や地域福祉アクションプランに基づく実践活動、災害時要配慮者対策、要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援協議会、生活困窮者自立支援制度等、各分野の取組の中で推進されている。	<課題> ・各分野でネットワークが設置されているが、地域福祉の要である社協の地域のコーディネータ強化が必要。 ・地域住民や民生委員からの相談ケースを必要な支援につなぐ仕組みが十分ではない。 ・小地域見守りネットワーク会議等の活動が活発でない市町村も見られる。 ・民生委員・児童委員等の地域福祉を支える担い手を支える仕組みづくりが必要。 <対応策> ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みを構築。	要支援者の早期発見、見守り支援のネットワークの構築(地域でのネットワークづくり)	—	28市町村	全ての地域福祉の拠点	地域福祉政策課
		地域支援にかかわる様々な専門職を、地域福祉について、共通の視点を持って支援を行うことができるよう「地域支援ワーカー」として育成します。	地域支援ワーカー研修 ◆H23年 参加者:51名 (高知県社会福祉協議会活動強化事業費補助金) ◆H24年 参加者:58名 (高知県社会福祉協議会活動強化事業費補助金) ◆H25年 参加者:81名 (高知県地域福祉活動推進事業費補助金) ◆H26年 県社協自主事業へ→開催せず。 H25年度までは、県社協への補助事業として地域支援ワーカー研修を実施してきたが、様々な専門職が一堂に会することで、福祉未経験者の多いあつたかふれあいセンター職員等が研修内容についていけない状態だったため、H26年度からは、あつたかふれあいセンター職員への研修を強化・見直しするため、県社協の自主事業となった。H26年度は開催せず。	<課題> 生活困窮者自立支援制度や、介護保険制度の見直しによる新たな総合事業等、地域づくりや地域支援の重要性が高まってきている中、縦割りではなく、地域支援にかかわる様々な専門職が共通の視点を持って支援を行うための基盤強化が必要。 <対応策> H27年度から実施する「地域福祉活動を支える仕組みづくり」による市町村社協を対象とした研修や、その他既存の研修等について、県社協と連携して取り組む。	地域支援ワーカーの育成(育成ワーカー数)	—	236人	300人	

現行計画での掲載箇所			県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課
						項目	策定時 H22年度 (23年3月)	H26年度末	
P60	(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	① 地域包括支援ネットワークシステムの構築	ウ 地域福祉の拠点における活動の推進	<p>地域福祉の拠点としてあつたかふれあいセンターなどを位置づけ、地域の課題や、個々の生活ニーズを把握し、支援します。また、必要なサービスにつなげていくための地域福祉コーディネーターやスタッフを育成します。</p> <p>《H23年度》 地域福祉コーディネーター研修参加者 55人 地域福祉活動実践者スキルアップ研修 61人 《H24年度》 地域福祉コーディネーター研修参加者 35人 地域福祉活動実践者スキルアップ研修 39人 《H25年度》 あつたかふれあいセンター職員研修 46人 地域福祉の課題別研修 43人 地域支援ワーカーフォロー研修 73人 《H26年度》 コーディネーター研修 34人 新任職員研修 47人 テーマ別研修 地域支援研修 H24年度まで、地域福祉コーディネーター研修を開催し、修了者には修了証を発行していた。H25年度以降は、研修が段階的に受講できるよう体系を整理し直し、さらに、H26年度には、研修検討委員会を開催し、より現場の実態に即した研修となるよう見直しを行った。特に、コーディネーターとスタッフ向けとを階層別に研修を実施することにより、組織的な人材育成の体制の構築を図った。</p>	<p><課題> ・あつたかふれあいセンター職員の資質向上。</p> <p><対応策> ・あつたあふれあいセンター職員向けの研修の継続。</p>				地域福祉政策課
		② 自治組織などによる相互扶助活動の普及	ア 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	<p>集落ごとの現状や課題を明らかにして、課題解決に向けた新たな取り組みの方向性や施策の検討を、市町村や関係部局と連携して進めます。</p> <p>・【H23年度】集落調査の実施 H22年国勢調査の結果をもとに、市町村別、集落別の人口、世帯数等の数値分析を行う集落データ調査とともに、中山間地域を中心とした、およそ50世帯未満の集落を対象に、集落代表者への聞き取り及び世帯アンケートを行う集落実態調査を実施。 →調査結果から、集落維持の危機・生活環境の悪化・産業の衰退など、中山間地域の厳しい実態とともに、地域に誇りや愛着を感じ、今後も住み続けたいという地域住民の皆様の思いが明らかになった。</p> <p>・【H24年度～】集落活動センターの推進 地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、集落連携、地域外の人材活用等により、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災などの活動を、総合的に地域ぐるみで取り組む、集落活動センターを核とした仕組みづくりを推進。 H24年度末:5町6箇所 H25年度末:11市町村13箇所 H26年度末:14市町村17箇所 ・取り組みが県内各地に着実に広がるとともに、暮らし続けられる環境が整いつつある、地域内での新たなつながりができたなどの声もいただくなど、取組の効果が徐々に現れてきている。</p>	<p><課題> ・集落活動センターの取組の更なる広がり ・経済活動を主とした新たな事業展開や機能の拡充による集落活動センターの継続・発展</p> <p><対応策> ・集落活動センターの取組の情報発信を強化 ・集落活動センターが取り組む経済活動の拡充を支援</p>	集落機能のあり方の話し合いの場づくりの推進 (実施市町村数)	—	—	34市町村

現行計画での掲載箇所				県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標				担当課
							項目	策定時	H26年度末	目標	
								H22年度 (23年3月)		H27年度	
P62	の推進 (2)安全で安心して暮らせる地域づくり	②自治組織などによる相互扶助活動の普及	いア活動 中山間地域の集落機能の維持と支え合	中山間地域での高齢者などの暮らしを維持・確保するために、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点を中心に、市町村や住民の方々が行う、生活課題に対応した生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりについて、職員による支援を行います。						中山間地域対策課	
				買物支援などの生活支援や、集落再生支援に対する財政的支援を行います。	移動販売や生活店舗、配達宅配サービスを実施するための補助制度を創設し、生活物資を確保する仕組みづくりの検討・調査・試行に要する経費や、実施するための車両の購入等を補助する補助制度を創設した。 H23年度:2事業者移動販売車両2台 H24年度:4事業者移動販売車両4台 H25年度:3事業者移動販売車両4台 1事業者1店舗整備 H26年度:実績なし	<課題> 中山間地域において、買物支援を必要としている高齢者等の実態や人数、その要因をはっきりつかむ必要がある。 <対応策> 各省庁の買物支援施策や、県単独の補助事業を利用し、移動販売や店舗整備、配達宅配サービスの充実を図り、買物弱者の解消を図る。	買物支援のための地域での取組の推進(取組市町村数)	8市町村	15市町村		28市町村
P64	(2)安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	②自治組織などによる相互扶助活動の普及	イ 自主防災の組織づくりと活動の促進	実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるため、地域の要請により職員が地域に出向き説明を行う出前講座を開催します。	職員に加え、H24.4月に「こうち防災備えちよき隊」を発足し、地域に出向いて出前講座を開催。	<課題> 年間実施回数が減少傾向にある。 <対応策> 出前講座広報用チラシの配布				南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課	
				市町村や関係機関が開催する防災講演会、防災イベントなどの啓発活動について、職員による支援を行います。	H26年度より、南海トラフ地震対策推進地域本部を立ち上げ、地域に密着した啓発活動を実施。	各地域本部による啓発活動の継続					
				中山間地域の集落散在地域において、既存の自主防災組織を中核としたネットワーク化を図り、未結成地区の孤立対策につなげる取組について、職員による支援を行います。	市町村に呼び掛け自主防災組織の設立を図った(H26.10時点で組織率91.4%)。	<課題> 組織率が100%に達していないため、早期の組織化が必要。 <対応策> 引き続き市町村への呼び掛けを実施。	自主防災組織率の向上(自主防災組織率)	64.6% (H22.4.1)	92.7% (H27.4.1)		100% (H26)
				自主防災組織における訓練内容などについて「南海トラフ地震対策などに関する市町村課題検討会 自主防災組織活動活性化ワーキンググループ」で検討します。	市町村課題検討会を実施し、H26年度からは南海トラフ地震対策推進地域本部単位で検討会を実施。	南海トラフ地震対策推進地域本部単位での、きめ細やかな検討会を継続。					
				民生委員児童委員協議会が推進する「災害時にひとりも見逃さない運動」と連携し、要援護者対策の推進を図ります。	平成26年4月施行の災害対策基本法の改正により、災害時の避難に支援が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務化されたことを契機に、民生委員や自主防災組織等と連携し、防災・減災対策と日頃の見守り体制との一体的な取組を推進。	<課題> ・地域福祉活動と防災・減災対策の連携の一層の強化が必要。 <対応策> ・地域福祉計画と防災・減災対策との連携により、日頃の見守り体制と避難支援体制を一体的に支援。					
				自主防災組織の活動に対して、市町村を通じて財政的支援を行います。	「みんなで備える防災総合補助金(～H24)」及び「地域防災対策総合補助金(H25～)」により、財政的支援を実施。	財政的支援の継続。					
				毎年8月30日から9月5日までの「南海トラフ地震対策推進週間」に県内一斉に開催される「地域のみんなで自主防災訓練」への参加の呼び掛けを行うとともに、市町村が実施する倒壊家屋からの救出訓練へ財政的支援を行います。	H23年度以降「地域のみんなで自主防災訓練」から避難訓練を抜き出し、「県内一斉避難訓練」と改め大々的に実施。	<課題> 南海トラフ地震対策行動計画に示している76,000人の参加の実現。 <対応策> 県内一斉避難訓練の周知を前倒しで実施することにより、周知拡大を図るとともに、余裕を持った準備期間を確保。					

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	H26年度末		目標
					H22年度 (23年3月)			H27年度
P66、67 ②自治組織などによる相互扶助活動の普及 ウ 災害時要援護者の支援の仕組みづくり	担当者やブロック別勉強会を通じて、市町村における災害時要援護者台帳の整備と個別の避難支援プラン策定について、職員による支援を行います。	<p><H26年4月1日に施行された改正災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に対し義務化された。></p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難支援ガイドライン」「避難支援の手引き」「概要版リーフレット」(H25年度作成)を活用し、市町村の取組を支援。 市町村職員を対象とした危機管理担当者会、災害救助担当者会、チャレンジプロジェクト研修等を通じて取組支援。 4者協議(市町村職員、市町村社協、県社協、県)等の市町村訪問時に助言等を実施(平成25年度～)。 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村において名簿を活用した地域における個別避難計画の作成や訓練の実施に取り組む必要がある。 <p><対応策></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助制度の活用や地域本部との連携により、市町村の取組を支援。 	災害時要援護者台帳の整備(整備市町村数)	29市町村	-	34市町村	地域福祉政策課
	災害時要援護者支援連絡会議の立ち上げのため、情報共有の方法や支援の仕組みづくりについて先進事例を紹介するなど情報提供を行います。			<参考> 避難行動要支援者名簿の作成	-	<34市町村>	<34市町村>	
	福祉避難所の指定を推進するため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を作成し、市町村担当者などで、その必要性や具体的な設置・運営方法などの周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉避難所指定促進等事業費補助金」を創設し、物資器材の購入補助実施(H24年度～)。 →H24:24施設 H25:32施設 H26:29施設 運営設置研修会の実施H24年度 社会福祉施設等を対象に「指定可能調査」を実施(H25年度)。 →212施設が指定可能と回答。市町村に対し情報提供。 未指定市町村への個別訪問等の実施(H25年度～) モデル3市町で運営訓練を実施し、結果を踏まえた「運営訓練マニュアル」を作成(H26年度) 社会福祉施設、市町村職員等を対象としたブロック別研修会の開催(H26年度) 	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の指定促進。 福祉避難所の運営体制の整備支援。 <p><対応策></p> <ul style="list-style-type: none"> 「福祉避難所指定促進等事業費補助金」を拡充し、物資器材の購入補助に加え、備蓄倉庫の設置購入、運営訓練等に係る経費の補助を行う(H27年度～)。 指定可能調査等を活用した指定支援を行うとともに、運営訓練マニュアルを活用した運営の検討を支援。 各種研修会を通じて取組支援。 四者協議時等に取組への助言。 	個別避難支援プランの策定(策定市町村数)	20市町村	-	34市町村	
	市町村において指定・協定を進めるため、イントラネットを活用し、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設などの情報提供を行います。	同上	同上	<参考> 避難行動要支援者名簿に基づいた個別計画の策定	-	<0市町村>	<34市町村>	
災害時要援護者支援連絡会議などの場づくりと個別避難支援プランの策定などの先進的な取組についての情報提供など、職員による支援を行います。	同上	同上						
				福祉避難所の指定(指定市町村数)	3市町村 (5箇所)	33市町村 (163箇所)	34市町村	

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	H26年度末		目標
					H22年度 (23年3月)			H27年度
P71	<p>① 福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり</p> <p>高知県社会福祉協議会が整備する福祉研修センターと、同センターが実施する以下の研修事業などを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保健福祉担当、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などと地域にかかわる多様な専門職が共通の視点を持って地域福祉を行うための研修(地域支援ワーカー研修)を行うとともに、研修後には、そのネットワークづくりとして、地域支援をテーマとした事例検討会を行うなど、フォローアップの実施。 ・地域福祉の拠点での地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進める役割を担う地域福祉コーディネーターとスタッフの育成。 ・地域福祉の担い手を育成する研修の実施。 ・福祉研修センターのネットワーク機能を活かし、地域の福祉力の向上を目指した地域の連携体制づくりの推進。 	(2)の①のウと同じ	(2)の①のウと同じ	地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成 (段階に応じた研修の実施)	—	年1回以上	年1回以上	地域福祉政策課
				地域支援ワーカーの育成	—	236人	300人	
	<p>福祉・介護人材の確保のため、求職者への求人情報の提供や人材を求めている事業所の支援として、就職説明会やふくし就職フェア、福祉人材のマッチング、労務管理や職員教育などへの相談対応、福祉に関する啓発や広報を行います。</p>	<p>・福祉・介護人材のマッチング (福祉人材センター就職人数) H23年度:121人、H24年度:109人、 H25年度:122人、H26年度:176人</p> <p>・ふくし就職フェア 求人事業者と求職者が直接面談できる相談会や求職者向けセミナーなどを開催し、福祉・介護職場への就職支援と、興味を持っていただくきっかけ作りを図った。 H23:参加者426名、就職者46名 H24: " 379名、 " 45名 H25: " 320名、 " 20名 H26: " 476名、 " 18名</p> <p>・ハローワークとの連携 ハローワークにて定期的にセミナーを開催し、福祉職場についての専門的なアドバイスを実施。また、ハローワークの求人情報端末と同様の機器を設置し、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>・広報 福祉人材センターのホームページを大幅にリニューアルし、福祉人材センターの周知による利用促進と、福祉や介護の仕事についての説明を掲載し、福祉や介護職場への就職を支援した。</p> <p>・マッチング機能強化事業 H23:セミナー受講652名、施設訪問189件、 県内21高校訪問 H24:セミナー受講684名、施設訪問236件、 県内26高校訪問 H25:セミナー受講544名、施設訪問424件、 県内28高校訪問 H26:セミナー受講466名、施設訪問466件、 県内31高校訪問</p> <p>・こうち介護の日イベント 【来場者】H23:11,400名、H24:5,000人、 H25:12,600人、H26:6,000人 その他、啓発番組の放送や広報パンフレットを県内全中・高校生に配布し、福祉に関する啓発を実施。</p>	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護分野の有効求人倍率が高くなってきており、人手不足感が大きくなっている。 ・介護分野の仕事は収入が少ない割に内容がハードだというイメージが先行している。 ・福祉人材センターや事業者からの情報発信が少なく、関心を持っていただくPRが十分でない。 <p><対応策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間人材の積極活用によるマッチング機能の強化 ・他職種への人材流出防止対策の強化 ・福祉・介護職場のイメージアップを図る普及啓発の強化 					地域福祉政策課

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	目標		
					H22年度 (23年3月)			H26年度末
P71 (3) 福祉を支える担い手の育成 ① 福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり	福祉・介護人材の安定的な確保を進めるため、現在、国の基金事業を活用して実施している処遇改善や人材確保事業についての基金事業の延長などを国に働きかけます。	<p>緊急雇用創出臨時特例基金(地域づくり事業)を活用し、福祉・介護職場への人材確保のためのマッチング強化等事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス支援事業(研修に対する補助) H23:6団体、H24:3団体、H25:4団体、H26:3団体 ・職場体験事業 H23:62名⇒24名就職内定 H24:52名⇒12名就職内定 H25:56名⇒16名就職内定 H26:71名⇒15名就職内定 ・養成学校に対する補助事業 ①養成学校が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事紹介や啓発を行った場合の費用に対する補助 H23:1校、H24:1校、H25～H26要件を満たさず実績なし ②体験入学における交通用具の借上料に対する補助 H23～H26:2校 ・現任介護職員等養成支援事業(研修時の代替職員派遣) H23:82名雇用うち17名が派遣先で就職 H24:71名雇用うち6名が派遣先で就職 H25:67名雇用うち4名が派遣先で就職 H26:72名雇用うち7名が派遣先で就職 ・起業支援型地域雇用創出事業(H25～H26) 委託先8事業所において50名雇用 ・H23年度まで処遇改善交付金 H23年度 615事業所 H24年度から介護報酬の加算に移行 	<p><課題> ・国の支援策の強化。</p> <p><対応策> ・他県と連携した国の支援策強化に向けた働きかけ。 ・H27年度の介護報酬改定により、処遇改善加算はH29年度まで継続となった。事業者の状況を聞きながら、必要に応じ、国に働きかける。</p>				地域福祉政策課	
P74、75 (3) 福祉を支える担い手の育成 ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり	<p>民生委員・児童委員の活動を広報し、県民への理解と周知を図ります。</p> <p>市町村における個人情報の提供について、考え方や実施状況、参考事例などを取りまとめ、適切な取扱いが行われるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動ジャンパーの活用による活動のPR。 ・県の広報媒体の活用による活動のPR。 ・民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知。 ・H25年度「見守り協定関係者等による「見守りフォーラム」を開催。 	<p>取組を継続する。</p> <p><課題> H26年度に、民児協会長を対象に、活動状況のヒアリングを実施したところ、「行政からの情報提供がない」「つないだ先から対応結果のフィードバックがない」等の意見とともに個人情報に関する意見も多く聞かれた。</p> <p><対応策> ・研修等の機会を活用し、行政、社協、民児協へ、災対法に基づく個人情報の取り扱いや、連携体制等についての啓発活動を継続する。 ・多くの民児協の事務局を担っている市町村社協の相談対応力の向上を図る。</p>	民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施 (実施市町村数)	—	34市町村	34市町村	地域福祉政策課

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課		
				項目	策定時	H26年度末		目標	
					H22年度 (23年3月)			H27年度	
P74、75 (3) 福祉を支える担い手の育成 ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり	民生委員・児童委員の基本的な役割、具体的な活動内容、個人情報の適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います。	○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 (体系的研修の実施:H26の状況) ◆ブロック別研修会の開催 6/21～9/12 1600名 ◆新任研修(2年目) 8/27～10/30 474名 ◆新任研修(3年目) 9/16 38名 ◆主任児童委員研修 9/29 176名 ◆中堅研修 8/21、9/9 156名 ◆会長研修 11/17 151名	<課題> ・地域住民や民生委員からの相談ケースを必要な支援につなぐ仕組みが十分でない。 ・民生委員・児童委員の欠員が生じている。 <対応策> ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みを構築。 ・活動ハンドブックの改訂。 ・体系的な研修の継続。	民生委員・児童委員への研修の充実 (段階に応じた研修の実施)	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	地域福祉政策課	
	新たな福祉制度や福祉サービスの情報、住民との相談活動に必要な相談援助技術の向上のための研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。	体系的に研修を実施し、活動ハンドブックを活用した各制度の概要や傾聴技法、特にH26年度は「災害時と日頃の見守りとの一体的な取組」の周知をするなど、民生委員活動に不可欠な内容の研修が実施できている。							
	市町村などと地域の現状や課題などについて情報などについて、情報を共有し、連携の強化や役割分担を行うための定期的な意見交換会を実施します。	H26年度は、民生委員の活動しやすい環境づくりに向け、四者協議での状況の聞き取りや定数条例制定に向けた市町村ヒアリングなどを実施した。	取組を継続する。						
	市町村の民生委員児童委員協議会と地元事業者との見守り協定が、より地域に密着した見守り活動となるよう、見守りの実践例などの情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員と地元事業者が連携を深める活動を支援します。	・民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高新会(株)サンブラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 H26 (1協定) 株式会社サニーマート	取組を継続する。						
地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRします。	※各地域で市町村社協(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) また、H22に県民児連と県警本部との協定も締結されている。 ・年1回見守り協定関係者による3者会を開催。 ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.11)と活用。								

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	H26年度末		目標
					H22年度 (23年3月)			H27年度
P76 (3) 福祉を支える担い手の育成	③ 地域福祉活動を支える体制づくり ア 市町村社会福祉協議会の活動の活性化	地域福祉の中核団体である市町村社会福祉協議会の活動を活性化を支援する、高知県社会福祉協議会の取組に対して、財政支援を行います。	・運営活動費の助成 高知県社会福祉協議会活動費補助金 高知県地域福祉活動推進事業費補助金 他 ・ふくし交流プラザ管理運営委託	<課題> 高知県社会福祉協議会による指導を強化する必要がある。 <対応策> 財政的支援の継続に加え、人件費や各補助金の整理、事業の執行状況の確認、指導監督等の徹底を図る。				地域福祉政策課
		市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の一体的な策定と実践活動を支援します。	H22年度までに策定(6市町村) H23年度策定(17市町村) ※2期計画策定(室戸市、土佐清水市)除く H24年度策定(9市町村) H25年度策定(2町) ※策定率100% ・地域福祉活動計画策定支援 H22年度までに策定(8社協) H23年度策定(15社協) ※2期計画策定(土佐清水市、本山町、土佐町、日高村)除く H24年度策定(9社協) ※2期計画策定(佐川町社協) 除く H25年度策定(1社協) ※策定率100%(梶原町除く) ・地域福祉計画及び活動計画策定にむけた研修会の開催 H23年度: 2回(5月、10月) 市町村主体の研修会開催への支援1回(7月) ・地域福祉計画の実践に向けた支援 H24年度: 地域福祉(活動)計画実践研修会(1/7) ・地域福祉アクションプランの実践活動支援 H25～26年度「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」	<課題> ・計画は策定されたものの、計画の実践や進捗管理は、市町村によって温度差が大きい。 <対応策> ・残る梶原町社協が活動計画を策定できるよう、県社協と連携し支援を行っていく。 ・市町村と社協とが連携し実践や評価等を実施できる体制づくりに向けて、県社協と連携した支援が必要。				
		市町村社会福祉協議会の活動強化を図るため、高知県社会福祉協議会の福祉研修センターが、社会福祉協議会の職員研修などについて、支援を行います。	県社協が市町村社協を対象とした研修を実施。 (社協職員等基礎研修、新会計基準研修、社協監事研修、社協役職員研修等)	<課題> 地域福祉アクションプランの実践活動や、見守りネットワーク等の取組が十分でない社協もあり、市町村社協の活動強化に向けた支援を強化する必要がある。 <対応策> 県社協の市町村社協対象の研修への支援を継続するとともに、H27年度からは、「地域福祉活動を支える仕組みづくり」による市町村社協対象の研修を実施するなど、県と県社協が連携し、市町村社協強化に向けた取組を強化する。				
P76	ンテ タイ ア高 の・知 機 県 能 P 強 O 化 セ ン	高知県社会福祉協議会が実施する、市町村社会福祉協議会の体制強化にかかる研修などの取組を支援します。						

現行計画での掲載箇所	県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標			担当課	
				項目	策定時	目標		
					H22年度 (23年3月)			H26年度末 H27年度
P77	③ 地域福祉活動を支える体制づくり イ 高知県ボランティア・NPOセンターの機能強化 ボランティア活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置、運営する高知県ボランティア・NPOセンターが実施する以下の取組を支援します。 ・地域の福祉教育・ボランティア学習を推進する事業の実施。 ・ピピネット事業の実施とともに、そのマッチング状況の把握や検証、「ピピネット活用セミナー」の開催。 ・市町村社会福祉協議会におけるボランティアセンターの整備及びボランティアコーディネーターの育成支援。 ・市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター立上げのための体制づくりとセンター運営のための模擬訓練などの事業の実施。	<県VC> ・福祉教育・ボランティア実践講座の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催(H25年度～) ・福祉教育の新たな展開に向けた検討委員会において、「福祉教育推進計画」の作成(H26年度) <災害VC> ・「災害ボランティア活動支援マニュアル」追加・改訂(H24年度) ・「大規模災害時における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン」策定(H25年度) ・「南海トラフ地震等の大規模災害時における市町村社会福祉協議会の初期行動計画策定ガイドライン」策定(H26年度) ・高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議の開催 ・災害ボランティアセンター中核スタッフ実践講座の開催 ・災害ボランティアセンター運営基礎研修の開催(H26年度～) ・被災者生活支援フォーラムの開催(H26年度～) ・市町村社協の模擬運営訓練の支援 <バーチャルVC> ・ボランティア団体に対して登録支援	<課題> ・市町村社協のボランティアセンター活動には濃淡がある。 ・大規模災害時における市町村社協の災害VC設置の遅延が懸念される。 <対応策> ・ボランティアセンター機能の充実。 →引き続き市町村社会福祉協議会におけるボランティアセンターの整備及びボランティアコーディネーターの育成支援。 ・大規模災害を想定した市町村社協初期行動計画の策定支援。 ・ブロック内連携による市町村災害VCの広域連携推進。 ・引き続き災害VC立上げのための体制強化を支援。	災害時ボランティアセンターの体制整備 (整備市町村数)	23市町村	34市町村	34市町村	地域福祉政策課
				県庁ホームページへの掲載などでピピネットを周知するとともに、ボランティアフェスティバルの開催を県の広報誌「さんSUN高知」などに掲載し、効果的な広報を行います。	・ボランティア・NPO通信「てをつなごう」の発行(年4回) ・県ホームページへピピネットのリンクを掲載。	・ボランティア・NPO通信「てをつなごう」の発行の継続		
P78	問 団体の社会福祉法人や企業などの民間 地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRすることで、地域見守り協定の取組を推進します。 社会福祉法人や企業などの民間団体に対して、社会貢献として社会福祉協議会や地域福祉の拠点などの活動と協働し、介護や障害者の自立支援などを目的とした学習会への協力や、地域で支え合う実践活動などへの参加と協力を要請していきます。	見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定事業者に、ジャンパーやステッカー等で活用してもらっている。 個々の活動はあるが、体系だった取組はない。	取組の継続。 <課題> H28年度の社会福祉法人改革案では地域貢献の可視化等が検討されている。県社協と連携し、対応策を検討する必要がある。 <対応策> ・生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業における認定就労訓練事業所の推進					
P79	の① 体制づくり た(4) 福祉サービスの利用者の視点の向上 市町村の総合相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家の助言・指導などの取り組みを進めます。 地域福祉の拠点の相談機能の強化について、職員による支援を行います。	高齢者、児童、障害者等、それぞれの分野で実施されている。 ・あったかふれあいセンター職員の資質向上のための研修会の実施や、あったかふれあいセンター推進連絡会等の開催により、あったかふれあいセンターの機能の充実強化を図っている。	<課題> ・各分野でネットワークが設置されているが、分野横断的なコーディネート力の強化が必要。 <対応策> ・H27年度～社協の相談機能強化に向けた取組を実施。 取組を継続する。					地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課

現行計画での掲載箇所		県の具体的施策	H23～H26までの取組状況	次期計画(H28～H32)に向けた課題や対応策	数値目標				担当課
					項目	策定時	H26年度末	目標	
						H22年度 (23年3月)		H27年度	
P79	①きめ細やかな相談支援の体制づくり	住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、講座などを通して認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティア、こころのケアサポーターなどを育成します。また、そうした取り組みを広報することで県民への理解と協力を図ります。	認知症サポーターの養成 H23 4,174人、H24 5,880人、H25 6,829人、H26 5,295人 キャラバンメイトの養成 H23 205人、H24 175人、H25 128人、H26 163人	<課題> ・それぞれの地域で、活動の中心となる人材を育成する必要がある。 <対応策> ・認知症サポーターやキャラバンメイトを対象とした地域で活躍できる人材を育成するための研修を実施。					地域福祉政策課 高齢者福祉課
		福祉サービス第三者評価事業の福祉施設への制度周知と受審促進を行います。	未実施。	<課題> 実施に向けた課題整理を行う必要がある。 <対応策> 研修を実施し評価調査者のスキルアップを図るとともに、県認証の評価機関と連携し施設へ受審を働きかける。					
P82	②適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組み	高知県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業について、財政的支援を行うとともに、その事業の広報を行います。	「福祉サービス利用援助事業費補助金」による財政的支援(啓発パンフレットの作成費等を含む)	取組を継続する。					
		認知症高齢者や一人暮らし高齢者の成年後見制度の利用を促進するため、市町村の申立ての活用が進むよう、市町村と協議を進めます。	高齢者権利擁護等推進事業(県社協への委託)による支援。	取組を継続する。					
		高知県社会福祉協議会などと連携して、成年後見制度の後見人の受皿として市町村社会福祉協議会が担えるよう協議を進めます。	県内のいくつかの市町村社協で法人後見制度の取組を実施。	<課題> 制度の普及。 <対応策> 市町村社協の取組を支援。					
		福祉サービス利用者から寄せられる苦情情報を共有することで、県が行う社会福祉施設などへの指導監査に活かし、福祉サービスの適切な利用や提供を確保するために、運営適正化委員会及び高知県国民健康保険団体連合会と意見交換を行います。	「福祉サービス利用援助事業費補助金」による運営適正化委員会への財政的支援。	取組を継続する。					
P85	③セーフティネット機能の充実と強化	(生活福祉資金貸付制度) ◎国が行う施策・補助金などの情報を把握し、高知県社会福祉協議会の資金貸付体制を強化するための財政的支援を行います。 ◎高知県社会福祉協議会において、適正な貸付、遅滞のない返済に向けた償還指導を含めた健全な資金貸付体制を構築します。 ◎高知県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会などの相談窓口を充実する事業に対して、財政的支援を行います。	「生活福祉資金貸付事業費補助金」による財政的支援を実施。(啓発パンフレットの作成費等を含む)	<課題> H27年度から施行となる生活困窮者自立支援制度との連携強化。 <対応策> 市町村社協への支援と一体的な取組を実施。					地域福祉政策課
		(生活保護制度) ◎生活に困っている方の情報が、市町村の窓口につながるよう、民生委員・児童委員や地域の関係機関などとの連携・連絡体制の強化を図ります。 ・県福祉保健所及び市福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援の充実・強化を行います。 ・福祉保健所などにおいて無料職業紹介所の届出を行い、新たな職場を開拓します。 ・就労経験がない又は少ない方のために、社会体験を積み、勤労意欲を助長させるための職場適応訓練事業を実施します。 ・貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員し、日常的な生活習慣を確立するための支援、引きこもりや不登校のこどもに対する支援、高等学校進学への支援などを行います。	・県福祉保健所及び市福祉事務所に配置の就労支援員により、被保護者への就労支援を強化するとともに、ハローワークの実施する生活保護受給者等自立促進事業を積極的に活用し、就労実現に努めた。 ・各福祉保健所には子育て相談専門員を配置し、子育て中の被保護世帯への支援を実施した。	<課題> ・新たな生活困窮者対策である生活困窮者自立相談支援事業との連携が必要。 ・被保護者の就労促進には、市町村単位でのキメ細かな就労先の開拓が必要。 <対応策> ・各市町村の生活困窮者自立相談支援機関との情報共有、連携により、相互に補完する形で生活困窮者支援体制の構築に取り組む。 ・各市町村生活困窮者自立相談支援機関との連携により、市町村単位で細かな求人情報が共有できるネットワークづくりに取り組む。					福祉指導課